厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する

箬
等の法律の
0
洪
12
律
σ
0)
_
立
ㅁ
な
٦A
ĽΧ
T-
Т.
9
ス
\sim
法
油
1手
宯
ノト サr
紨
部を改正する法律案新旧対照条文目次
1H
对
HZ
777
条
4
X
Ħ
\/L
伙

	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc
(平成二十八年法律第百十四号)	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正	国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)	団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための
(附則第九条関係) 65	正する法律	(附則第八条関係) 63	(本 則 関 係) 1	の農林漁業

0 律第百一号) (本則関係) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法 (傍線部分は改正部分)

組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 原止する等の法律の一部を改正する特例を齢農林年金をいう。 一時の老齢農林年金 平成三十年改正法による改正前の附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付をいう。 四十四条第一項又は第六項に規定する特例年金給付をいう。 四十四条第一項又は第六項に規定する特例を齢農林年金をいう。	四 特例年金給付 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済	金、通算退職年金、障害年金又は遺族年金をいう。年金(それぞれ旧制度農林共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金又は遺族)	一・二 (略) の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 2 この条から附則第三十条までにおいて、次の各号に掲げる用語	改正案
(新設)	(新設) 算遺族年金をいう。	金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金(それぞれ旧制度農林共済法による退職年三(退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年	ー・二 (略) 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 2 この条から附則第四十六条までにおいて、次の各号に掲げる用	現

(厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置)

報酬月額とみなす。

報酬月額とみなす。

報酬月額とみなす。

報酬月額とみなす。

それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額) る各月の旧農林共済法による標準給与の月額 済組合員期間 は険法による標準報酬月額とみなす。 年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の厚生年金 上欄に掲げる期間に属するときは、 前項の規定にかかわらず、昭和六十一年四月一日前の旧農林共 額が四十七万円を超えるときは、 (昭和三十四年一月一日前の期間を除く。 その月の標準給与の月額に 四十七万円) (その月が附則別表 を平均した額(を、 昭和六十 におけ

3 (略

〈障害厚生年金の支給要件の特例

第十一条 (略)

る給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたこ2 施行日前に旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金であ

(厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置

第八条 る法律 林共済法による標準給与の月額は、 則第十六条第九項及び第三十条第一項において「沖縄農林共済通 算期間」という。)を除く。 により当該旧農林共済組合員期間とみなされた期間 保険法による標準報酬月額とみなす。 旧農林共済組合員期間 (昭和四十六年法律第百二十九号)第百六条第二項の規定 次項において同じ。 (沖縄の復帰に伴う特別措置に それぞれ当該各月の厚生年金)の各月の旧 (第三項、 関 附

2 額 額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額) 年金保険法による標準報酬月額とみなす。 六十一年四月 第一の上欄に掲げる期間に属するときは、 る各月の旧農林共済法による標準給与の月額(その月が附則別 済組合員期間 前項の規定にかかわらず、昭和六十一年四月一日前 (その額が四十七万円を超えるときは、 (昭和三十四年一月一日前の期間を除 日前の旧農林共済組合員期間における各月の厚生 その月の標準給与の 四十七万円) を平均した の旧農林共 を、 におけ 昭 月 表

3 (略

ノー・ハー・スゴン

〈障害厚生年金の支給要件の特例

第十一条 (略)

る給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたこ2 施行日前に旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金であ

害厚生年金の支給を請求することができる。 ら六十五歳に達する日の前日までの間において障害等級に該当す 定する障害等級 病により、 受給権を有する者を除く。)が、当該給付の支給事由となった傷 第七条第一項又は第二項の規定により支給される障害共済年 該給付の支給事由となった傷病について農林漁業団体職員共済組 において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあって る程度の障害の状態に至ったときは、 六条第五項において「平成六年農林共済改正法」という。 合法等の一部を改正する法律 とがある者 に該当する程度の障害の状態にあるとき、 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったと から六十五歳に達する日 施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規 (施行日において当該給付の受給権を有する者及び当 (以下この項において単に 0 (平成六年法律第百一号。 前日までの間に、 その者は、 「障害等級」という。 又は施行日の翌日 施行日 同条第 附則第十 (施行日 項の障 -金 の 附則 カ

3 (略

(移行年金給付)

第十六条 (略)

2 9

略

の月額(その月が附則別表の上欄に掲げる期間に属するときは、一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与10 前項の平均標準給与月額を算定する場合においては、昭和六十

き は、)に該当する程度の障害の状態にあるとき、 第七条第一項又は第二 害厚生年金の支給を請求することができる。 において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあって る程度の障害の状態に至ったときは、 ら六十五歳に達する日の前日までの間において障害等級に該当す 定する障害等級 病により、 受給権を有する者を除く。)が、当該給付の支給事由となった傷 六条第四項において「平成六年農林共済改正法」という。 合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百一号。 該給付の支給事由となった傷病について農林漁業団体職員 とがある者 から六十五歳に達する日の 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったと 施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規 (施行日において当該給付の受給権を有する者及び当 (以下この項において単に 一項の規定により支給される障害共済年金 前日までの間に、 その者は、 「障害等級」という。 又は施行日の翌日 施行日 同条第 附則第十 (施行日) 附 八共済 項 への障 則 0

3 (吹

第十六条 (略)

(移行年金給付

2~9 (略)

の月額(その月が附則別表第一の上欄に掲げる期間に属するとき一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与10 前項の平均標準給与月額を算定する場合においては、昭和六十

標準給与の月額とみなす。四十七万円)を、同日前の旧農林共済組合員期間における各月のて得た額)を平均した額(その額が四十七万円を超えるときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じ

11 22 (略)

(障害基礎年金の支給要件の特例)

第十八条 国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年 第二項の前求があったものとみなす。 の二第一項の請求があったものとみなす。

(存続組合の業務等)

第二十五条 (略)

廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ林共済法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農

員期間における各月の標準給与の月額とみなす。は、四十七万円)を、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合乗じて得た額)を平均した額(その額が四十七万円を超えるときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を

2 (断)

(障害基礎年金の支給要件の特例)

第十八条 。)第三十九条又は第四十条の規定による障害共済年金について 農林共済法 ものとみなす。 廃止前農林共済法第四十四条の規定によりその額が改定されたと 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前 金と同一の支給事由に基づく移行農林共済年金のうち附則第十六 きは、そのときに国民年金法第三十条の二第一項の請求があった ら第六十四条までを除き、 項及び第四項、 国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年 (附則第 第三十二条第一項及び第二項並びに第六十二条か 十五条第 以下単に「廃止前農林共済法」という 項及び第 項 第二十九 条第三

(存続組合の業務等)

第二十五条 (略)

廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ林共済法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

条第一項 第六十三

は給付に関する決定 組合員の資格若しく

掛金若しくは特別

掛金その他この法律

の規定による徴収金

する決定、特例業務負担金は第二号に掲げる給付に関十五条第三項第一号若しく平成十三年統合法附則第二	(略)	平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号若しくは第二号に掲げる給付に関する決定、特例業務負担金その他平成十三年統合法の程定による徴収金の徴収又は平成十三年統合法附則第五十七条第四項の規定により読み替えて準用する厚生り読み替えて準用する厚生する処分	(略)
条第一項	(略)	条 第 第 六 一 中 項 三	(略)
組合員の資格若しく は給付に関する決定 は給付に関する決定	(略)	組合員の資格若しくは給付に関する決定 は給付に関する決定 が掛金その他この法律 の規定による徴収金 の規定による徴収金 の機収、第五十八条 の機収、第五十八条 を金法による処分、 は組合員に係る障害基 でを法による障害あ	(略)
する決定、特例業務負担金三号までに掲げる給付に関十五条第三項第一号から第一のの第二	(略)	平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号から第三号までに掲げる給付に関する決定、特例業務負担金その他平成十三年統合法の規定による徴収金の徴収又は平成十三年統合法附則第五十七条第四項の規定により読み替えて準用する厚生り読み替えて準用する厚生で金保険法第八十六条に規定する処分	(略)

組合員期間の確認又

の規定による処分、

の徴収、

第五十八条

第六十六

組合員の資格若しく

(略)

略

程度の診査

礎年金に係る障害の 年金法による障害基 は組合員に係る国民

条第一項

は給付に関する決定

掛金その他この法律

掛金若しくは特別

同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	程度の診査			程度の診査		
定する処分	礎年金に係る障害の		定する処分	礎年金に係る障害の		
年金保険法第	年金法による障害基		年金保険法第八十六条に規	年金法による障害基		
り読み替えて準	は組合員に係る国民		り読み替えて準用する厚生	は組合員に係る国民		
五十七条第四	組合員期間の確認又		五十七条第四項の規定によ	組合員期間の確認又		
は平成十三年	の規定による処分、		は平成十三年統合法附則第	の規定による処分、		
規定による徴	の徴収、第五十八条		規定による徴収金の徴収又	の徴収、第五十八条		
その他平成十三年	の規定による徴収金		 その他平成十三年統合法の	の規定による徴収金		

3 (以下「存続組合」という。)の業務は、 第一 項の規定によりなお存続するものとされる旧農林共済組合 次に掲げるものとする

(削る。)

附則第三十条第一項に規定する特例一時金を支給すること。

(略)

務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。 前二号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義

兀 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(削る。)

3 第一項の規定によりなお存続するものとされる旧農林共済組合

(以下「存続組合」という。)の業務は、次に掲げるものとする 次項に規定する特例年金給付を支給すること。

こと。 附則第四十七条第一項各号に規定する特例一時金を支給する

兀 三 前三号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義 (略)

五. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

4 規定する次に掲げる給付とする。 特例年金給付は、 附則第三十一条から第四十六条までにおいて

4

(略)

(削る。)

6

5 十 九 八 七 六 五 四 十 二 + 金、 法附則第十条の規定は、 条の二から第七十八条まで並びに廃止前昭和六十年農林共済改正 一十三条の五まで、 「退職共済年金」とあるのは、 「特例年金給付」という。 政令で定める。 と読み替えるほか 廃止前農林共済法第十三条、 (略) 特例老齢農林年金 特例通算遺族年金 特例遺族年金 特例退職年金 廃止前農林共済法第十三条ただし書及び第三十三条第三項中 特例通算退職年金 特例減額退職年金、 特例障害年金 特例減額退職年金 特例遺族農林年金 特例障害農林年金 第一 これらの規定に関し必要な技術的読替えは 一十六条から第三十五条まで及び第七十七 前項に規定する特例年金給付 特例通算退職年金及び特例老齢農林年金 について準用する。 第十九条の二、 「特例退職共済年金、 第二十二条から第 この場合におい 特例退職年 (以下単に

三二一

特例障害共済年金

特例退職共済年金

特例遺族共済年金

6 (略)

(特例一時金の支給)

第三十条 特例一時金は、次に掲げる者に支給する。

受ける権利を有している者十年改正法施行日」という。)の前日において特例年金給付を一平成三十年改正法の施行の日(以下この条において「平成三

- 済組合員期間を有している者(前号に掲げる者を除く。) 一 平成三十年改正法施行日の前日において一年以上の旧農林共
- れ当該各号に定める額とする。 特例一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞ
- 後の各月の分の特例年金給付の額の現価に相当する額の合算額いてその者が受ける権利を有している同日の属する月の翌月以一 前項第一号に掲げる者 平成三十年改正法施行日の前日にお
- じ。)に達していない場合にあっては、その者が支給開始年齢に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号において同る改正前の附則第四十四条第一項の表の上欄に掲げる者の区分る改正前の附則第四十四条第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号において同に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号において同じ。)に達していない場合にあっては、その者が支給開始年齢に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号において記述しているとしいてその者が特別を齢農林年金の支給要件に該当しているとしいてその者が有効においては、その者が支給開始年齢に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号においては、その者が支給開始年齢に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号においては、その者が支給開始年齢に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号においては、その者が支給開始年齢にある。

8 (略)

(特例年金給付に係る平均給与月額)

一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項にお額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月第三十条)特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる

とする。 いて同じ。) の月数で除して得た額に〇・九七一を乗じて得た額

得た額の合算額要給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて共済法による標準給与の月額に、附則別表第二の各号に掲げるのおが、

- て得た額の合算額
 受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じ
 共済法による標準給与の月額に、附則別表第三の上欄に掲げる
- 場合について準用する。 附則第十六条第十項の規定は、前項の平均給与月額を算定する

年金の額の現価に相当する額の合算額に達する日の属する月の翌月)以後の各月の分の特例老齢農林

- 3 前項各号の現価に相当する額は、同項第一号の各月の分の特例 写までの期間に応じて割り引いた額とする。
 同項第一号の各月の分の特例老齢農林年金が支給されることとなる
 「は同項第一号の各月の分の特例老齢農林年金が支給されることとなる
 「は同項第一号の各月の分の特例者齢農林年金が支給されることとなる
 「は同項第一号の名月の分の特例者齢農林年金が支給されることとなる
 「は同項第一号の名月の分の特例を計画を表示して
 「は同項第一号の名月の分の特例を計画を表示して
 「は同項第一号の名月の分の特例を
 「は同項第一号の名月の分の特別を
 「は同項第一号の名月の分の表別を
 「は同項第一号の名別を
 「は同词第一号の名別を
 「は同词第一号の名別を
 「は同词第一号の名別を
 「は同词第一号の名別を
 「は同词第一号の名別を
 「は同词第一号の名別を
 「は同词第一号の名別を
 「は同詞を
 「は同詞を
 「は同词第一号の名別を
 「は同词第一号の名別を
 「は同詞を
 「は同詞を
- 4 前項の予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、同項の複利現価法において用いる利率は厚生年金、成に用いられる市場金利の動向その他の事情を勘案して、それぞ成に用いられる市場金利の動向その他の事情を勘案して、同項の複利現価法において用いる利率は厚生年金、制項の予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資
- ある。 の特例一時金の額の算定に関し必要な事項は、農林水産省令で定止が行われている場合における特例一時金の額の算定方法その他上が行われている場合における特例一時金の額の算定方法その他
- 者 (特例年金給付を受ける権利に係る決定の請求をしている者で 前日において特例年金給付を受ける権利に係る決定を受けている いて、存続組合が決定する。ただし、平成三十年改正法施行日の

係る特例 替えは、 条第一 第二十九条、 農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 いて準用する。 あって、 欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか 廃止前農林共済法第十三条、 第七十七条の二並びに第七十八条の規定は、 項、 については、その権利を有する者の請求を要しない。 政令で定める。 同日において当該決定を受けていないものを含む。 第三十三条第一項及び第三項、 時金を受ける権利 第三十条第一 この場合において、 項及び第二項、 (当該特例年金給付に係るものに限 第二十二条第一 次の表の上欄に掲げる廃止 第三十四条、 第三 + 項、 特例一 必要な技術的読 それぞれ同表の 条、 第二十八条、 一時金につ 第三十五 第三十二 に 前

					ただし書	第十三条
						退職共済年金
厚生年金保険制度及び農林という。)による改正前の	けて「平成三十年改正法」号。第三十二条第一項にお	法律の一部を改正する法律	ための農林漁業団体職員共	共済組合制度の統合を図る	制度及び農林漁業団体職員	特例一時金(厚生年金保険

漁業団: 金又は平成三十年改正前平 統合法附則第四十条第一項 成三十年改正前平成十三年 年統合法附則第三十九条第 平成三十年改正前平成十三 合法附則第三十八条第一項 項若しくは第二項に規定す 項若しくは第三十二条第 前平成十三年統合法」とい の条及び第二十八条第二項 三年法律第百一号。 廃止する等の法律 業団体職員共済組合法等を の統合を図るため する特例減額退職年金、 に規定する特例退職年金、 三十年改正前平成十三年統 る特例退職共済年金、 において「平成三十年改正 項若しくは第五項に規定 規定する特例通算退職年 附則第三十一条第 体職員共済組合制度 の農林漁 (平成十 以下こ 平成 平

	条第	<i>参</i>	第一	
条 第 二 十 項 八	条 第二十 項 八	<i>9</i> 9 一 可	第二十二	
遺族共済年金	障害一時金 事共済年金若しくは と	百円	五十円	
特例一時金(平成三十年改 第三十七条第一項若しくは 第三十七条第一項若しくは 第四項に規定する特例遺族 共済年金、平成三十年改正 中で成十三年統合法附則第 四十二条第一項に規定する	特例一時金(次項に規定す	一円	五十銭	四条第一項若しくは第六項四条第一項若しくは第六項に規定する特例老齢農林年金に係るものに限る。第三十三条第三項において同じ。)

条第三項	条第一項	第一項条	条 第 二 十 九	
退職共済年金	た日その給付事由が生じ	遺族共済年金及び第 二十八条第一項の規 の他の給付	条第一項 に関する規定又は前 と関する規定又は前	
特例一時金	甲成三十年改正法の施行の	特例一時金	前条第一項又は第二項	改正前平成十三年統合法附 則第四十三条第一項に規定 平成三十年改正前平成十三 年統合法附則第四十六条第 一項に規定する特例遺族農 林年金に係るものに限る。)

第七十七この法律厚生年金保険制度及び農林第七十七この法律原生年金保険制度及び農林廃止する等の法律						
厚生年金保険制度及び農産工する等の法律を発出する等の法律を関るための農林を関めるための農林を関いるが、関連を関係を関係を関係を対象が、関係を対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、				条の二	第七十七	
中金保険制度及び農 付を図るための農林 団体職員共済組合法等 団体職員共済組合制					この法律	
	廃止する等の法律	団体職員共済組合法等	統合を図るための農林	団体職員共済組合制	生年金保険制度及び農	

合において必要な事項は、政令で定める。 併給の調整に関する規定であって政令で定めるものを適用する場 特例一時金に関し、国民年金法第二十条その他これに相当する

(政令への委任)

事項は、

政令で定める。

第三十一条 前条に規定するもののほか、特例一時金に関し必要な

(特例退職共済年金の支給)

| 2 特例退職共済年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、していた者については、当該退職共済年金の額の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として特例退職共済年金を支給する。

それぞれ当該各号に定める額とする。

例減額退職年金又は昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定の千分の一・四二五(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別間、日農林共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額 日農林共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額

に応じ、 四月 表第二の第 の千分の〇・七一三 数を乗じて得た額 職共済年金の額の算定の基礎となっているものに限る。 三項において 定める年金の受給権者であって昭 による改正 旧農林共済組合員期間が二十年未満である者 四七五) 日までの間に生まれたもの 同 表の第四欄に掲げる割合 前 一欄に掲げる者については、 の厚生年金保険法による老齢年金その他の 「特定受給権者」という。)にあっては、 に相当する額に旧農林共済組合員期間 (廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別 和二年四月二日から昭和六年 (次号及び附則第四十四条第 (特定受給権者にあっては 同欄に掲げる者の区分 平均給与月 (当該退 千分の 政令で) の 月

3 権者 失したときに旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算 である者に限る。 行厚生年金被保険者」という。 した者その他こ た期間が二十年以上である場合は、 則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得 (施行日の前日において旧農林共済組合員期間が二十年未満 を乗じて得た額 れに準ずる者として政令で定めるもの が、 当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪 である特例退職共済年金の受給 当該特例退職共済年金の 以下 移

を前で

項第

一 号

の規定の例により算定した額に改定する。

- 15 -

(当該退職共済年金の額の算定の基礎となっているものに限る千分の○・二三八)) に相当する額に旧農林共済組合員期間

年以上の旧農林共済組合員期間を有しない場合

の月数

に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号

当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除 のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に 民年金法による老齢基礎年金 定した率をいう。 金額を控除した額とする。) 項の規定により加給年金額が加算されていたときは当該加給年 項の規定により改定した額とし、 共済年金の額 において退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退 の支給を受けることとなったときは、 (移行厚生年金被保険者については施行日の前日 以下同じ。)を乗じて得た額 に、 (以下単に 改定率(次条の規定により設 旧農林共済法第三十八条第 「老齢基礎年金」とい 老齢基礎年金の額 (施行日以後国

(削る。

5 項において同じ。 その者の年齢との差に相当する年数をいう。 齢と当該退職共済年金の支給を開始した月の前月の末日における 第 る額に繰上げ年数 わらず、 11 た者に支給する特例退職共済年金の額は、 旧農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けて がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする 第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用 は第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは ものとして算定した額とし 八条の六第 た旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十 項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされ 定した額とし、 一の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年 同項第一号に定める額から、 一項の規定により改定されたときは当該改定がない 当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一 (廃止前農林共済法附則別表第一又は附則別表 を乗じて得た額を控除し 国民年金法第二十七条の四若しく その額の百分の四に相当す た額とする。 附則第三十二条第三 第 一項の規定にかか

6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

年の物価指数で除して得た率を乗じて得た率に〇・九九二を乗じ消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)を平成十五平成二十三年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国第三十一条の二 平成二十五年度における改定率は、〇・九七一に

2 \mathcal{O} 年金保険法第四十三条の二第一 は を超える場合には、 基準として政令で定める率とする。 定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を 三項又は第四十三条の四第 て得た率に、 平成二十六年度から平成二十九年度までの年度における改定率 第 第 当該年度の前年度における改定率に、 項若しくは第四項の規定により同法第四十三条第一 項若しくは第三項又は第四十三条の四第 項若しくは第三項及び第四十三条の三第 平成二十五 〇・九七一とする。 年度において厚生年金保険法第四十三条 一項若しくは第四項及び第四十三条の 項若しくは第三項及び第四十三条 ただし、 当該年度において厚生 当該率が〇・九七 項若しくは第 項若しくは第 項に規

3 三項又は第四十三条の四第一 における改定率に、 る率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。 第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされ 四項及び第四十三条の五第一項若しくは第四項の規定により同法 を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。 十三条第 当該率が○・九七一を超える場合には、 平成三十年度以後の年度における改定率は、 第一 五第 項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第 項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率 項、 当該年度において厚生年金保険法第四十三条 第四項若しくは第五項の規定により同法第四 項、 第四項若しくは第五項及び第四 〇・九七一とする。 当該年度の前年度 ただし

該率が〇・九七

一を超える場合には、

〇・九七一とする。

- 18 -

ときは、特例退職共済年金を支給する。職した者が、施行日以後において次の各号のいずれかに該当したによらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退け農林共済組合員期間が二十年以上である者のうち廃止前農林

2

り廃止前農林共済法による退職共済年金の受給権を取得したと | 廃止前農林共済法附則第七条及び第十二条第二項の規定によ

年金の受給権を取得したとき。 二 廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定により退職共済

した額とする。 の額の百分の四に相当する額に繰上げ年数を乗じて得た額を控除 一条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額から、そ 一条第二項の規定による特例退職共済年金の額は、附則第三十

4 特例通算退職年金の受給権者(附則第十五条第二号に掲げる者

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額ることとなったときは、当該特例通算退職年金は、支給しない。に限る。)が第一項の規定により特例退職共済年金の支給を受け

から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、

した額を特例退職共済年金の額とする。

条の五の 七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三 て算定した額とし、 共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六 用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額 規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適 は当該加給年金額を控除した額とし、 二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林 二十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているとき 施行日以後における退職共済年金の額 項の 規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないも 規定により改定されたときは当該改定がないものとし 該退職共済年金の受給権者の附則第八条第 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十 附則第十六条第十三項の (廃止前農林共済法第 項及び第

のとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

(特例退職共済年金の支給の停止)

に限る。)について準用する。特例退職共済年金(六十五歳に達するまでの間に支給されるもの第三十三条 廃止前農林共済法附則第十二条の四第一項の規定は、

の資格を有する者であって政令で定める要件に該当するものである、その者が施行日の前日から引き続き厚生年金保険の被保険者の、その支給を停止する。ただま、世界の表 特例退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険

るときは、この限りでない。

当該特例退職共済年金のうち政令で定める部分に限り、その支って政令で定めるものについては、前項本文の規定にかかわらず条第一項に規定する特例退職共済年金に限る。)の受給権者であ

給の停止は行わない。

(失権)

第三十五条

特例退職共済年金を受ける権利は、

その受給権者が死

- 亡したときは、消滅する。

(特例障害共済年金の支給)

っている旧農林共済組合員期間を基礎として特例障害共済年金をしていた者については、当該障害共済年金の額の算定の基礎とな第三十六条 施行日の前日において障害共済年金を受ける権利を有

- 、それぞれ当該各号に定める額とする。 特例障害共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ
- 該当する者にあっては、 農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級 月数が三百未満であるときは、 の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間の月数 月額の千分の一・四二五に相当する額に当該障害共済年金の額 額が算定されていた者に支給する特例障害共済年金 五条第二項を除き、 旧農林共済法第四十二条第一項の規定により障害共済年金 以下単に その額の百分の百二十五に相当する額 「障害等級」という。 三百 を乗じて得た額 (附則第四十 0) 平均給与 (廃止 (当 該 級に 前
- 超える月数一月につき平均給与月額の千分の る額 共済組合員期間 該当する者にあっては、 与月額に十二を乗じて得た額の百分の十九 おいて「職務等による特例障害共済年金」という。 が算定されていた者に支給する特例障害共済年金 旧農林共済法第四十二条第二項の規定により障害共済年金の (当該障害共済年金の額の算定の基礎となっている旧農林 の月数が三百を超えるときは、 その額の百分の二 十八 (障害等級の一 · 四 その額に、 五 二五に相当 (第六項に に相当す 平均給 その 級に

分の百二十五に相当する額)を加算した額)する額(障害等級の一級に該当する者にあっては、その額の百

3 の法律 とあるのは 三年統合法附則第三十六条第一 合法」という。 あるのは かに応じ同項各号に定める額」とあるのは「政令で定める額」と 程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属する 第四十五条第二項ただし書中 金の額について準用する。 共済年金を受ける権利を有していた者に支給する特例障害共済年 十五 統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等 廃止前農林共済法第四十五条第二項の規定は、 「第四十二条第一 「同項各号に定める額を」とあるのは 同項第 条第二項又は第四項の規定により額が算定されていた障害 (平成十三年法律第百一 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 「同号」と読み替えるものとする。 号中 附則第三十六条第二項第二号」と、 項、 第四十二 第三項及び第五項」とあるのは この場合において、 「その者の職務等傷病による障害の 一条第一 一項第 号。 次号において 号」と、 項 「当該政令で定める額を 第三項及び第五項」と 廃止前農林共済法 「これらの規定」 旧農林共 「平成十三年統 同項第二号 「平成十 **六済法第**

本済年金の額を改定する。 ま済年金の額を改定された後の障害の程度に応じて、その特例障害法第四十四条第一項及び第四十五条の二の規定により改定された法第四十四条第一項及び第四十五条の二の規定により改定された

に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号

、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

| 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害

給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した共済年金の額(旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加

額)に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における障害共済年金の額(廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該障害共済年金の受給法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給金保険法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定によりがあるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

障害補償年金若しくは傷病補償年金又は障害年金若しくは傷病年 の規定による障害補償が行われることとなったときは六年間、労 の規定による障害補償が行われることとなったときは六年間、労 の規定による特例障害共済年金は、その給付事由に係る傷病に

金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務等による特例障害共済年金の額のうち、その算定の間、当該職務等による特例障害共済年金の額のうち、その算定ので定める場合にあっては、百分の二十八・五)に相当する額(第三項の規定によりその額が算定される特例障害共済年金のうち、その算定の政令で定める場合に該当して支給されるものにあっては、政令で定める額)の支給を停止する。

(特例遺族共済年金の支給)

支給する。

支給する。

支給する。

支給する。

支給する。

支給する。

支給する。

支給する。

支給する。

、それぞれ当該各号に定める額とする。 特例遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ

でて得た額の四分の三に相当する額 | 日農林共済法第四十七条第一項第一号の規定により遺族共済 | 日農林共済法第四十七条第一項第一号の規定により遺族共済

| に応じ、それぞれイ又は口に定める額 | 無林共済組合の組合員であった次のイ又は口に掲げる者の区分 | 農林共済組合の組合員であった次のイ又は口に掲げる者の区分 | 旧農林共済法第四十七条第一項第二号の規定により遺族共済

日農林共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月 では、同表の第三欄に掲げる割合)に相当する額に旧農林共済組 であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ 一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ 一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ の第二の第 の11 であるときは、同様に掲げる者の区分に応じ の2 である者 平均給与月

三 与月額 止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第 ものであるときは、 第四十六条第 いて が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 旧農林共済法第四十七条第二項の規定により遺族共済年金の 「職務等による特例遺族共済年金」という。) 千分の三・一 項第四号に該当することにより支給されていた 旧農林共済組合の組合員であった者が、 二〇六 (当該遺族共済年金が旧農林共済法 二の第一 欄に掲げる (第五項に 平均給

は、三百)を乗じて得た額に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げ

当該控除した額を特例遺族共済年金の額とする。 掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に

□ 施行日以後における遺族共済年金の額(廃止前農林共済法第 共済年金の額(旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林 共済年金の額(旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林 共済日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族

二 施行日以後における遺族共済年金の額(廃止前農林共済法第四十八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されているときは当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところには、 はこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにはこれらの規定により、

4

農林共済組合の組合員又は組合員であった者の死亡の当時胎

児であ

った子が施行日以後出生した場合において

その者が遺族

- 27 -

遺族共済年金を支給する。
共済年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に特例

5 職務等による特例遺族共済年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であった者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなったときは六年間、労働者が、その算定の基礎となっている平均給与月額の千分の三・二〇ち、その算定の基礎となっている平均給与月額の千分の三・二〇方に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

第十五条の規定は、特例遺族共済年金について準用する。 廃止前農林共済法第四十九条、第五十条、第五十二条及び附則

(特例退職年金の支給)

与年額

(施行日

の前日における同項第二号に規定する平均標準給

- る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げ
- | 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職控除した額を特例退職年金の額とする。
- 年金の額に、改定率を乗じて得た額

 二 施行日以後における退職年金の額(当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第四十三条の五又は厚生年金保険法による標準報机らの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより、

 「算定した額とする。」
- 二項の規定の例により算定した額とする。退職年金の額は、第二項の規定にかかわらず、附則第三十一条第金額が算定されていた退職年金の受給権者に対して支給する特例昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項の規定により年
- 5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げ

控除した額を特例退職年金の額とする。
る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当時

総年金額を控除した額)に、改定率を乗じて得た額 「項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加りその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第りその規定の前日においてその者が受ける権利を有していた退職

政令で定めるところにより算定した額とする。 規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして 又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三 た額とし、 規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定し よる標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八 生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法に 金額が加算されて された廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年 済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることと 当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚 施行日以後における退職年金の額 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五 いるときは当該加給年金額を控除した額とし (廃止前昭和六十年農林共 条の六第 五 項

て適用される廃止前旧制度農林共済法第三十六条第一項ただし書

7 に規定する年齢に満たない間は、 特例退職年金の受給権者が廃止前旧制度農林共済法別表第二の その支給を停止する。

及び前項の規定にかかわらず、 上欄に掲げる程度の障害の状態となったときは、 その状態にある間は、 第一 その支給の 項ただし書

停止は行わない。

8 の限りでない。 る者であって政令で定める要件に該当するものであるときは、こ 施行日の前日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有す は、 特例退職年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるとき 被保険者である間、 その支給を停止する。 ただし、 その者が

9 移行厚生年金被保険者である特例退職年金の受給権者であって

該特例退職年金のうち政令で定める部分に限り、 政令で定めるものについては、 前項本文の規定にかかわらず、 その支給の停止

は行わない。

10 特例退職年金を受ける権利は、 消滅する。 その受給権者が死亡したときは

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 施行日の前日において減額退職年金を受ける権利を有

っている旧農林共済組合員期間を基礎として特例減額退職年金を していた者については、 当該減額退職年金の額の算定の基礎とな

支給する。

- 31 -

当

額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乗じて得た額とする。2 特例減額退職年金の額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる

施行日の前日においてその給付を受ける権利を有していた減額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乗じて得た額とする。

額退職年金の額

施行日の前日において支給されているべき退職年金の額二 前号に規定する減額退職年金を支給しなかったとしたならば

定した額三前号に規定する退職年金について前条第二項の規定により算三

当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。 掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に

退職年金の額に、改定率を乗じて得た額 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額

ろにより算定した額とする。)ときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるとこ法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用がある

4

前条第四項及び第五項の規定は、

昭和六十年農林共済改正法附

- 32 -

職年金 則第五· きは、 ものとする。 者の年齢に応じ、 退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその 年金が昭和六十一 あるのは、 て準用する。 その算定した額から当該減額退職年金の給付事由となった の受給権者に対して支給する特例減額退職年金の額につい 十一条第一 この場合において、 算定した額 年四月 項の規定により年金額が算定されていた減額退 政令で定める額を控除した額)」と読み替える (当該特例減額退職年金に係る減額退職 日前に支給が開始されたものであると 前条第四項中「算定した額」と

6 前項の規定による特例減額退職年金の額は、前条第二項に規定 給権を取得したときは、特例減額退職年金を支給する。 共済改正法附則第三十二条第一項の規定により減額退職年金の受 特例退職年金の受給権者が施行日以後、廃止前昭和六十年農林

6 前項の規定による特例減額退職年金の額は、前条第二項に規定 方で定める率)を乗じて得た額を控除した額とする。 前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につ前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四(その者が昭和六十年農林共済改正法附則第三十二条。 き百分の四(その者が昭和六十年農林共済改正法附則第三十二条。 一項第五号に掲げる者であるときは、保険数理を基礎として政策を開始すべき年齢と当該特例減額退職年金の額は、前条第二項に規定

(特例通算退職年金の支給)

これに新については、有変重算書機三金の頁の算言の基礎になり第四十条。施行日の前日において通算退職年金を受ける権利を有し

ている旧農林共済組合員期間を基礎として特例通算退職年金を支ていた者については、当該通算退職年金の額の算定の基礎となっ

- 11 - 20 | 給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停

林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百十分の2 特例通算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農

について準用する。 附則第三十八条第八項及び第十項の規定は、特例通算退職年金

十を乗じて得た額に○・

九七一

を乗じて得た額とする。

(特例障害年金の支給)

2 旧制度農林共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年旧農林共済組合員期間を基礎として特例障害年金を支給する。いた者については、当該障害年金の額の算定の基礎となっている第四十一条 施行日の前日において障害年金を受ける権利を有して

| 合算額の百分の七十五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級金(昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第一項各号に掲げる額の和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定による障害年金(昭和六十年農林共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年

する者 加 にあっては百分の七十八・二五とする。 者にあっては百分の六十八・七五とし、 者にあっては百分の十九とする。 する額に百十分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額 を加算した額に○・九七一を乗じて得た額を超えるときは 算した額に○・ 十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・ 百分の九 該当する者にあっては百分の百二十五とし、 制度農林共済法第三十九条第一 七五 にあ にあって 例障害年金の額が、 を加算した額に○・九七一を乗じて得た額とする。 0 (旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する 五. , は百: は百分の二十八 (旧制度農林共済法別表第二の上欄の一 九七 分の百とする。 を乗じて得た額とする。 施行日前平均標準給与年額の百分の八 五とし、 以下この項及び第五項におい 項第二号の規定による障害年 次項にお 同欄 に相当する額に百十分 同欄の二 の二級に該当する者 いて同じ。 同 欄 一級に該当する の 一 級に該当 一級に該当 ·相 五.

3 年金 農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害 たこれらの規定の例による障害年金を含む。 ていた者に対して支給する特例障害年金 並 三十九年法律第百十二 びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律 附則第十二条第 昭 年三月三十 和六 年農林共済改正法附則第二十条の 日において給付事由が生じたものとみなされ 項及び昭和三十九年改正法による改正前 号。 以下 昭和三十九年改正法」 (第六項において を受ける権利を有 規定により昭和

務によらない特例障害年金」という。)の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に応じて相当する額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。たに相当する額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。たけ、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の九十七・二五に相当する額に百十分の十を乗じて得た額とする。
 七一を乗じて得た額とする。

年金の額に、改定率を乗じて得た額 一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害該控除した額を特例障害年金の額とする。 該控除した額を特例障害年金の額とする。

三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこの附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法第四十十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第二十七条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の所則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報

5 職務による特例障害年金は、その給付事由に係る傷病につい算定した額とする。)

れらの規定の適用がな

いものとして政令で定めるところにより

6 止する。 る。 相当する額に○・九七一を乗じて得た額」と読み替えるものとす 分の九・五に相当する額に○・九七一を乗じて得た額の支給を停 ち の保険給付が行われる間、 償年金又は傷病補償年金が支給されることとなったときはこれら なったときは六年間、 この場合において、 職務によらない特例障害年金の支給の停止について準用する。 労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行われることと 廃止前旧制度農林共済法第四十三条第三項及び第四項の規定は その算定の基礎となっている施行目前平均標準給与年額の百 同条第三項中 労働者災害補償保険法の規定による障害補 当該職務による特例障害年金の額のう 「相当する額」とあるのは、

でする。 定する。 により改定されたときは、その の規定により改定されたときは、その の規定により改定されたときは、その の規定により改定されたときは、その

(特例遺族年金の支給)

いた者については、当該遺族年金の額の算定の基礎となっている 第四十二条 施行日の前日において遺族年金を受ける権利を有して

2 得た額 準給与年額の百分の十九に相当する額を加算した額に○・ 年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の十を乗じて を乗じて得た額とする。 に定める額から施行目前平均標準給与年額の百分の十九に相当す 金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金 る額を控除した額に百十分の十を乗じて得た額に施行日前平均標 .おいて「職務による特例遺族年金」という。 旧 九七一を乗じて得た額を超えるときは、 七一を乗じて得た額とする。 日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号 制 に施行日前平均標準給与年額の百分の十九を加算した額に 度農林共済法第四十六条第一 ただし、 その額が施行日前平均標準給与 項第一号の規定による遺族年 当該加算した額に〇 の額は、 施行日 九七

農林共済組合員期間を基礎として特例遺族年金を支給する。

特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四 旧制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十九年改

た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。
改正法附則第三十八条第三号に定める額に百十分の十を乗じて得

- 5 旧制度農林共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年
- 第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、
- じて得た額とする。
- 6 旧制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額九七一を乗じて得た額とする。
- 7 、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少な 、第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が
- 控除した額)に、改定率を乗じて得た額規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を一をの額(昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の
- 二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四でいるときは当該加算する額を控除した額とし、国民年金法第済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算され二 施行日以後における遺族年金の額 (廃止前昭和六十年農林共

り算定した額とする。)
これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところによ十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは

8 職務による特例遺族年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であった者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償年金が支給されることとなったときはその保険給付が行われる間、当該職務による特例遺族年金の額の百分の十九に相当する額に〇・九七一を乗じて得た額の支給を停止する。

は、特例遺族年金の支給について準用する。 | 20 | 廃止前旧制度農林共済法第四十七条から第四十九条までの規定

(特例通算遺族年金の支給)

2 特例通算遺族年金の額は、当該特例通算遺族年金を特例通算退していた者については、当該通算遺族年金の額の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として特例通算遺族年金を支給する。

相当する額とする。

するものとした場合の当該特例通算退職年金の額の百分の五十に
職年金とみなして附則第四十条第二項の規定によりその額を算定

通算遺族年金について準用する。 廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項の規定は、特例

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 に満たないときは、 条第一項各号に掲げる期間を合算した期間をいう。 る合算対象期間及び廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十 の国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、 合員期間等 欄に掲げる者(特例退職共済年金の受給権者を除く。 に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは 一項に規定する保険料免除期間、 特例老齢農林年金を支給する。 (旧農林共済組合員期間、 年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上 この限りでない。 ただし、 同法附則第九条第一 旧農林共済組合員期間以外 その者の旧農林共済組) が、 が二十五年 項に規定す 同条第 同欄

六十五歳	昭和三十六年四月二日以後に生まれた者
六十四歳	までの間に生まれた者昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日
六十三歳	までの間に生まれた者昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日
六十二歳	での間に生まれた者での間に生まれた者の問に生まれた者の間に生まれた者の問題を表示している。

3 それぞれ当該各号に定める額とする。 特例老齢農林年金の額は、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、

特定受給権者にあっては、 年農林共済改正法附則別表第二の第一 である者 組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間が二十年以上 同欄に掲げる者の区分に応じ、 特例老齢農林年金の受給権を取得した日における旧農林共済 平均給与月額の千分の一・四二五 千分の〇・四七五)) に相当する額 同表の第三欄に掲げる割合 欄に掲げる者については (廃止前昭和六十

に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額

2

廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項及び第十

前項の特例老齢農林年金の支給について準用する

二条の規定は、

4 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十三条第一項の規定は 一年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については 一年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については 一年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については 一年農林共済組合員期間の子分の〇・二三八))に相当する額 に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額 に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た割間が二十年未満 に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た割間が二十年未満

5 移行享生年金波保険者である特例老齢農林年金の受給権者(そ、第一項の特例老齢農林年金の支給について準用する。4 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十三条第一項の規定は

6 特例通算退職年金の受給権者(施行日の前日において厚生年金 一大ときは、特例老齢農林年金を支給する。ただし、その者が六十 たときは、特例老齢農林年金を受ける権利を有する者を除く。)が 一大ときは、特例を開生年金の受給権者(施行日の前日において厚生年金 一大ときは、特別通算退職年金の受給権者(施行日の前日において厚生年金

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる 前項の場合においては、当該特例通算退職年金は支給しない。

除した額を特例老齢農林年金の額とする。 から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 当該 控

除した額) に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控 額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額 基礎年金の支給を受けることとなったときは、 通算退職年金の額に、 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた 改定率を乗じて得た額 (施行日以後老齢 老齢基礎年金の

金の受給権者の附則第八条第一 ところにより算定した額とする。 あるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定める 保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用が 民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金 定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改 による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与 規定の適用がないものとして算定した額とし、 額とし、 加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した による老齢厚生年金の額 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法 同法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の (同法第四十四条第 項及び第二項の規定により同法 一項の規定により 当該老齢厚生年

年金について準用する。 附則第三十八条第八項本文及び第十項の規定は、 特例老齢農林

9

(特例障害農林年金の支給)

特例障害農林年金を支給する。 特例障害農林年金を支給する。 おいて旧農林共済組合の組合員であった者(同項に規定する障害 おいて旧農林共済組合の組合員であった者(同項に規定する障害 の替えて適用される場合を含む。)が、同項ただし書(昭 の特別であった者(同項に規定するできるのでは、 の者に、 の者に、 の者に、 の者に、 の者に、 の。)が、同項に規定するできる。 の。)が、同項に規定するできる。 の。)が、同項に規定するできる。

2 の百二十五に相当する額) 規定する障害等級の 乗じて得た額 組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、 において同じ。 九項及び第十項に規定する平均標準給与月額をいう。 特例障害農林年金の額は、 (障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に の千分の七・ 級に該当する者にあっては、 とする。 平均標準給与月額 一二五に相当する額に旧農林共済 (附則第十六条第 その額の百分 次条第二項 三百)を

3 厚生年金保険法第五十条の二の規定は、特例障害農林年金につ

合における額の改定その他特例障害農林年金の支給に関し必要な 前各項に定めるもののほか、障害の程度が減退又は増進した場

事項は、政令で定める。

(特例遺族農林年金の支給)

れかに該当するときは、その者の遺族に特例遺族農林年金を支給第四十六条 旧農林共済組合の組合員であった者が次の各号のいず

する。

- を含む。次号において同じ。)に該当するとき。
 附則第六十四条第二項の規定により読み替えて適用される場合
 険法第五十八条第一項ただし書(昭和六十年国民年金等改正法
- 五十八条第一項ただし書に該当するとき。

 七条第一項に規定するお前に死亡した場合であって、同法第一条第一項に規定する初診日がある傷病により当該初診日から
- | 害年金の受給権者が死亡したとき。 | 三 | 廃止前旧制度農林共済法別表第二の上欄の三級に該当する障
- 額とする。 未満であるときは、三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する 五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百 五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百
- 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項

3

4 → 則第十一条第三項の規定は、 林年金に関し、 は、 止 十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附 五条から第六十八条まで、 る併給の調整に関する規定であって政令で定めるものを適用する 廃止 前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定の適用について 第六十一条第一 特例遺族農林年金を遺族共済年金とみなすほか、 前農林共済法第二十三条の二及び第二十三条の三並びに廃 国民年金法第二十条その他これらの規定に相当す 項、 第六十二条から第六十四条まで及び第六十 昭和六十年国民年金等改正法附則第七 特例遺族農林年金について準用する 特例遺族農

(特例一時金の支給)

場合において必要な事項は、

政令で定める。

第四十七条 の各号のいずれかに該当するときに、 六十 特例遺族共済年金、 その者の 前に退職した者に限る。 た者で同年四月一日以後引き続き組合員であったもの又は同日 旧農林共済組合員期間が一 年三月三十 請求があったとき。 特例 時金は、 日において旧農林共済組合の組合員であっ 特例遺族年金、 旧農林共済組合員期間を有する者が次 が、 ただし、 年以上二十年未満である者 六十歳に達した場合において、 その者に支給する。 特例通算遺族年金及び特例 その者が特例年金給付 (昭 和

ない。

遺族農林年金を除く。

の受給権者であるときは、

この限りで

金給付 おいて、 にお の限りでない。 及び特例遺族農林年金を除く。 業団体職員共済組合法 五十四年法律第七十五号) \mathcal{O} 十八条第二項の退職 年金の額の改定に関する法律等の一 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合から いて (特例遺族共済年金、 その者の請求があったとき。 昭和五十四年改正前の農林共済法」 一時金を受けた者が六十歳に達した場合に (次項第二号及び附則第五十一条第 第二条の規定による改正前の農林漁 特例遺族年金、)の受給権者であるときは、こ ただし、 部を改正する法律 特例通算遺族年金 その者が特例年 という。 (昭 和 第二

、それぞれ当該各号に定める額とする。 特例一時金の額は、次の各号に掲げる特例一時金の区分に応じ

一 前頁第二号の規定による特別一寺金 四印丘十四目女匠前の十八条第二項から第四項までの規定の例により算定した額 前項第一号の規定による特例一時金 旧制度農林共済法第三

農林共済法第三十八条の二第二項から第四項までの規定の例に二 前項第二号の規定による特例一時金 昭和五十四年改正前の

(支給の特例)

より算定した額

年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特特例障害農林年金並びに特例遺族農林年金を除く。)の受給権を第四十八条 特例年金給付(特例障害共済年金、特例障害年金及び

例を定めることができる。

(届出等)

第四十九条 ころにより、 特例年金給付の受給権者は、農林水産省令で定めると 存続組合に対し、 農林水産省令で定める事項を届け

ればならない。

出

かつ、農林水産省令で定める書類その他の物件を提出しなけ

2 支払を一時差し止めることができる。 受給権者が、 又は書類その他の物件を提出しないときは、 正当な理由がなくて、 前項の規定による届出をせ 特例年金給付の

3 二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、 特例年金給付の受給権者が死亡したときは、 戸籍法 (昭和二十

日以内に、その旨を存続組合に届け出なければならない。

(政令への委任)

第五十条 特例年金給付及び特例一時金に関し必要な事項は、 附則第三十一条から第四十八条までに定めるもののほか 政令で定め

る。

(退職 時金等の返還に関する経過措置)

第五十一条 政令で定めるものを除く。 時金及び返還一時金(これらの一時金とみなされた給付を含み、 昭和五十四年改正前の農林共済法の規定による退職一 以下この条において「退職一時金等」

+

項にお 行日 附則第十六条第二 項において 金等として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額 条又は昭和六十年農林共済改正法附則第五十二条第一項 る場合を含む。 六項において準用する場合を含む。 という。 る退職 において 項 前 にお いて (同条第六項において準用する場合を含む。 退職 時金等の返還については、 の支給を受けた特例年金給付 いて 「施行日前返還義務者」という。 除返還の申出」 旧農林共済法附 <u>一</u>項 又は昭和六十年農林共済改正法附則第五十二条 時金支給額等」という。 (旧農林共済法附則第十七条において準用す という。 則第十六条第 なお従前の例による。 の規定により当該退職 の受給権者であって、 をしなかった場合に が、 を返還すべき者 項若しくは第十 旧農林共済法 の申出 (同条第 (次 項 次

3 2 除後の額をもって、 より行うことができるものとする。 義務者に係る退職 る年金たる給付の支給期月ごとの支給額から順次控除することに 施行 政令で定めるところにより、 職 日前に控除返還の申出があった場合における施行日前返還 時金等の支給を受けた者であって、 当該年金たる給付の額とみなす。 時金支給額等に相当する額の返還につい 特例年金給付その他の政令で定め この場合においては、 その控

は、当該退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額(次項代)、「特例退職共済年金等」という。)を受ける権利を取得した者をが退職共済年金等」という。)を受ける権利を取得した者が、退職一時金等の支給を受けた者であって、施行日以後において、

一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければな一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければな退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から及び第五項において「退職一時金返還額」という。)を当該特例

- 4 施行日以後返還義務者は、前項の規定にかかわらず、退職一時金返還額に相当する額を特例退職共済年金等」という。)の額から控除することにより返還する旨を特例退職共済年金等」という。)の額がら控除することにより返還する旨を特例退職共済年金等」という。)
- 5 前項の申出があった場合における施行日以後返還義務者に係る 退職一時金返還額に相当する額の返還については、政令で定める ところにより、控除対象特例退職共済年金等の支給期月ごとの支 治額から順次控除することにより行うことができるものとする。 この場合においては、その控除後の額をもって、控除対象特例退職共済年金等の支給期月ごとの支 職共済年金等の額とみなす。
- 7 附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。する月の翌月から施行日の前日の属する月までの期間に応じ、複する月の現に規定する利子は、退職一時金等の支給を受けた日の属
- が第三項の規定により返還額を返還した場合におけるその年分の保険法による年金たる保険給付の受給権を有することとなった者とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金とり関策六条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間

する。 の項にお ら当該特例年金給付等の額 農林年金又は特例年金給付(以下この項において「特例年金給付 還した返還額 この項において 払われた当該厚生年金保険法による年金たる保険給付の額 和四十年法律第三十三号) 当該厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る所得税法 給付支払額をもって、 一号に規定する公的年金等の収入金額については、 当該返還額を限度とする。 という。 当該返還額が当該保険給付支払額を超えるときは、 いて同じ。 (当該返還額に係る移行農林共済年金若しくは移行 がその年中に支払われた場合には、 「保険給付支払額」 当該保険給付支払額から控除する限度額と を控除して得た額とする。 第三十五条第二項第一号及び第四項第 (その額が当該返還額を超えるときは を控除して得た額とする。 という。 からその年中に返 この場合にお その年中に支 当該返還額か 当該保険 以下こ (以 下 (昭

(企業年金基金の業務の受託)

金からの委託を受けて、確定給付企業年金の給付の支給及び掛金平成十三年法律第五十号)第二十九条第一項に規定する基金型企業年にかかわらず、同法第九十三条の規定により、当該基金型企業を実施する場合においては、附則第二十五条第三項の規定を表している。

第六十五条 3 第六十九条 第五十八条 2 • 林共済年金又は移行農林年金を同項に規定する厚生年金保険法に よる年金たる保険給付とみなす。 金に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。 (国の補助) (国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の (国民年金法の一部改正に伴う経過措置) 国民年金法第二十八条第一項の規定の適用については、 (略) (略) (略) 削除 国は、 (略) 毎年度、予算で定めるところにより、 特例一時 一部改正 移行農 3 2 第六十九条 第六十五条 第五十八条 2 2 • 3 年金、移行農林年金又は特例年金給付を同項に規定する厚生年金 保険法による年金たる保険給付とみなす。 の過料に処する。 九条第三項の規定に違反して、 給付に要する費用のうち、 するときは、 の額の算定に関する業務その他の業務を行うことができる。 (国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一 (国の補助 (国民年金法の一部改正に伴う経過措置) 新法第二十八条第一 存続組合は、 (略) 略 国は、 (略) 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が (略) 農林水産大臣の認可を受けなければならない。 前項の規定により同項に規定する業務を行おうと 毎年度、 項の規定の適用については、移行農林共済 予算で定めるところにより、 次に掲げる額を補助することができる 届出をしないときは、 十万円以 附則第四十 特例年金 部改正

に伴う経過措置)

融に関する法律第二条に規定する恩給等とみなす。 第五十一号)の規定(沖縄振興開発金融公庫が行う恩給担保金の適用については、株式会社日本政策金融公庫法(昭和四十七年法第九十一号)の規定(沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法第一条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、株式会社日本政 第百一条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、株式会社日本政 第

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

条の規定を適用する。

、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金に係る債権は第百三条 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年 第

(削る。)

(所得税法の一部改正)

| うに改正する。 | 第百四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のよ

に伴う経過措置)

第百一条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付第百一条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付第百一条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付第百一条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付第百一条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

適用する。

条の規定を適用する。
税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、別則第四十七条第一項に規定する特例一時金に係る債権は、

玉

(所得税法の一部改正)

第百四条 所得税法の一部を次のように改正する。

(略)

(労働者災害補償保険法の一部改正)

の一部を次のように改正する。第百十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)

解

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下この号に 人のいては、同号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合 カいては、同号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合 第百十七条 労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用に 第

定する特例一時金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済おいて「平成十三年統合法」という。)附則第三十条第一項に規

止する等の法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃

号又は第三号に掲げる特例障害共済年金又は特例遺族共済年金に号)による改正前の平成十三年統合法附則第二十五条第四項第二

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

係るものに限る。

)が支給される場合」とする。

第百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、児童扶養手

(略)

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第百十六条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

(略)

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置

第百十七条 前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第百十七条 前条の規定の適用については、同号中「規定する場合」とする例障害共済年金又は特別第二十五条第四項第二号又は第三号に掲げる特体漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法体漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農体漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農体漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農体漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農体漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農体漁業団体職員、

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金

当法の適用については、同法第三条第二項に規定する公的年金給

附則別表 (略)

(削る。)

付とみなす。

附則別表第一 (略)

附則別表第二

員であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ 昭和五年四月一日以前に生まれた者 旧農林共済組合の組合

て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一二五八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・111七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一 一 四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	
平成五年四月から平成六年三月まで	· O

給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改 正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

	一 一 三 五	平成元年十二月から平成三年三月まで
	- 二〇八	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
	一・二三九	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
	1・11七〇	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで
	の間に生まれたの間に生まれた	に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率者 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の表の上欄二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた
	九八〇	平成十年四月以後
	・九八八	平成九年四月から平成十年三月まで
		平成八年四月から平成九年三月まで
	- - -	平成七年四月から平成八年三月まで
	· O ::	平成六年四月から平成七年三月まで

		<u> </u>								
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率者 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の表の上欄三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた	平成十年四月以後	平成九年四月から平成十年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで
一・二六六	一・二九八	の下欄に掲げるといるがの間に生まれ	〇 九 八 〇	・九八八	一	1.011	1.0.11	- O= -	- ・ ○ 五 二	一・〇八三
'	,	率欄た								

る次の表の上欄	者 旧農林共済組合の組合員であった月
の間に生まれた	四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの
○・九八○	平成十年四月以後
○・九八八	平成九年四月から平成十年三月まで
一	平成八年四月から平成九年三月まで
•	平成七年四月から平成八年三月まで
- 011111	平成六年四月から平成七年三月まで
・○五三	平成五年四月から平成六年三月まで
一・〇七四	平成四年四月から平成五年三月まで
- - - - - 六	平成三年四月から平成四年三月まで
一六〇	平成元年十二月から平成三年三月まで
· 三 四	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで

平成九年四月から平成十年三月まで 平成八年四月から平成九年三月まで 平成七年四月から平成八年三月まで 平成六年四月から平成七年三月まで 平成五年四月から平成六年三月まで 平成四年四月から平成五年三月まで 平成三年四月から平成四年三月まで 平成元年十二月から平成三年三月まで 昭和六十三年四月から平成元年十一月まで 昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで 昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで 〇・九八八 · 〇 〇 四 一・〇五九 -・ ○ 八 ○ -・ 一 六 五 | ・三〇回 一•〇一六 ・〇三八 一•二四〇 |・||七||

に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成十年四月以後	・九八〇
て、それぞれ同表の下欄に掲げる率 員であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ五 昭和八年四月二日以後に生まれた者 旧農林共済組合の組合	農林共済組合の組合
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	· 三 回
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・11七11
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	
平成元年十二月から平成三年三月まで	一 一 六 五
平成三年四月から平成四年三月まで	
平成四年四月から平成五年三月まで	一 〇 八 〇
平成五年四月から平成六年三月まで	・○五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一〇三八

(削る。)

HZZ	間四	間四	四四	
昭和七年四月二日以後に生まれた者	間に生まれた者昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの	間に生まれた者昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの	昭和五年四月一日以前に生まれた者	
	一・二九八	1.1140	一二五八	

附則別表第三

・九八〇	平成十年四月以後
○・九九一	平成九年四月から平成十年三月まで
一•○○四	平成八年四月から平成九年三月まで
一・〇一六	平成七年四月から平成八年三月まで

○ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)	(附則第八条関係)
改 正 案	現行
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 施行日において、現に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	2 施行日において、現に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配	の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配
偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ	偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
る者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有	る者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有
するに至った当該配偶者に限る。)がある場合における同法第五十	するに至った当該配偶者に限る。)がある場合における第二条の規
条の二第三項(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法	定による改正後の厚生年金保険法第五十条の二第三項(第五条の規
律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。	定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年)
)附則第六十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む	法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という
。)の規定の適用については、厚生年金保険法第五十条の二第三項	。)附則第六十条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び
中「当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る

七号)の施行の日の属する月」とする。

「国民年金法等の一

部を改正する法律

(平成二十二年法律第二十

ための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

(平成十

三年法律第百一号)附則第四十五条第三項において準用する場合を

生年金保険法第五十条の二第三項中「当該配偶者を有するに至つた

日の属する月の翌月」とあるのは、

「国民年金法等の一部を改正す

る法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日の属する月」と

含む。)の規定の適用については、

第二条の規定による改正後の厚



(略

 \bigcirc 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第百十四号) (傍線部分は改正部分)

第十四条 削除	第十三条 (略) で正) では、「原生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部では、「原生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図	附則 平成三十三年四月一日 平成三十三年四月一日 平成三十三年四月一日	改正案
の一部を次のように改正する。 合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 第十四条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統	第十三条 (略) (厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部 改正)	及び附則第十四条の規定 平成三十三年四月一日 及び附則第十四条の規定 平成三十三年四月一日 (施行期日) (施行期日) で成十二年法律第十八号) 附則第二十一条 第四項の改正規定(同項中「又は第三項」を削る部分に限る。) 及び附則第十四条の規定 平成十二年法律第十八号)附則第二十一条 第四項の改正規定(同項中「又は第三項」を削る部分に限る。) 及び附則第十四条の規定 平成三十三年四月一日	現行

で」に改め、同条に次の一項を加える。

4 平成三十三年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年 度における改定率に、当該年度における改定率に、当該年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一個率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として一次で定める率とする。ただし、当該率が○・九七一を超える場合には、○・九七一とする。

- 66 -